
宇和島市教育委員会会議録

平成28年9月定例会

平成28年9月27日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成 28 年 9 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 28 年 9 月 27 日 (火) 16 時 01 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室

3. 出席者 教育長 織田 吉和 委 員 高山 俊治 委 員 廣瀬 孝子
委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	寺尾 利弘
吉田図書館長	松下 秀人	人権啓発課長	山崎 崇
文化・スポーツ課長	松本 隆夫	伊達博物館長	本田 耕一
教育総務課課長補佐 (吉田教育係)		藤本 浩雄	
三間教育係係長	末光 優子		
(事務局)			
教育総務課課長補佐兼総務係長		土居 弘	
教育総務課主任	崎山 泰慶		

6. 付議事件

報告第 13 号 専決処分した事件の承認について

平成 28 年度教育費 9 月補正予算の要求について

議案第 39 号 宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則

議案第 41 号 宇和島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

議案第 42 号 行政 (教育) 財産の一部用途廃止及び所管替えについて

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後 4 時 01 分)

◎教育長

ただいまから、教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。教育委員さんには 1 時からと
いうことで、いつもより早く来ていただきまして文化・スポーツ的な施設を見ていただきまして、

ありがとうございました。9月も終わろうとしていますけれども、今日も30度を超えているんでしょうか、非常に残暑が厳しいといえますか、そういう日が続いていますが、この9月といえば運動会が市内小中高とありまして、いくつかの学校を回って参観していただきましたでしょうかね。何か感じる事というか、一つ、小学校の場合は天候に左右されたこともあったのですが、プログラムのいつもと何か違うと思うようなことがあったでしょうか、なかったでしょうか。といいますのも9月の議会である議員さんから2つのことを質問されました。その一つというのが、今市内では春にといいですか、だいたい5月なんですけれども、5月に実施している学校が何校あるのかということと、もう一つはプログラムの中で組体操や騎馬戦をどの程度の学校がしているのかということの質問がありまして答えたのですけれども、一つ目については市内に小学校が29校あるのですけれども8校が5月に実施しています。そのことと合わせて私が答えたのは、春と秋どちらがいいのかというのは学校の実情というか事情で、中には市民運動会的な、要するに地域とセットにして実施している学校もありますので、学校だけで決めるものではないのですけれども、そういうことと合わせて私は個人的には秋のほうが望ましいのではないかと。その理由は、私も長年体育主任をさせていただいておりましたけれども、運動会というとやはり、日頃の体育学習等々の発表の場であるわけで、そうしますと5月という時期がどうなのかということはずっと思っています。自分の認識では少なくとも耐震化等があった学校は5月にしましたけれども、それとは関係なく5月にされている学校もありますけれども、私はどちらかという秋のほうがいいなと思っているところです。もう一点、その議員さんが言われた二つ目の意図は、安易にこれまで続けてきたこれまでのプログラムを危険だからといって、ピラミッドとかそういうものをなくしていくのか、なんか盛り上がる的には継続してほしいというような意図があったように私は質問から受け取ったんですが、私としてはどうか教育委員会としては、やはり危険や事故が伴うことを、全国であちこち起きているのにそのままというわけにはいかないし、体育の時間が以前よりは少なくなっている事情がありますし、子どもたちの体力的にも以前とは違うと思うので、そういう理解を求めようとしたのですが、どこまで理解いただきたいかどうかは分かりませんが、その二つ目についてもやはり日頃、4月から秋に向けて体育学習などできちんと子どもたちに指導をしておけば違うんでしょうけれども、なかなかそういう時間も取れていないので、単なる、なんといいましょうか、見映えというか、これまで続けてきたからということで、これまでのタワー的なものはいかかなものかなと感じておりますし、4月に委員会としても通達を出しているところです。また一方で、今は表現運動を本来ならば勉強しなければいけないんですけれども、女子も組体操などに参加している学校も多いと思うので、もう一度やはり学校のプログラムとしては表現運動、簡単に言えばダンス的なものもプログラムに取り入れていく必要があるのではないかと、先日も学校教育課長とも話したところですが、こういう課題があるというところをまた今後も度々教育委員さんの目で見えていただきながら御意見をいただければと思ひ少し詳しく説明いたしました。

以上です。

(2) 教育長報告

◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。資料の1、2ページを御覧ください。8月2日から8日まで、市長の意見などもありまして、市長室に市内6つの県立高校の校長先生と教頭先生に来ていただいて意見交換会の会をもちました。私は吉田高校との意見交換会は欠席しましたがけれども、5つの県立高校の実情というかいろいろな課題等々を聞かせていただきましたけれども、その中で印象に残ったのは、宇和島東高校とか県立宇和島南中等教育学校の校長先生が異口同音に言われていたのが、やはり子どもたちから積極的にあいさつをするというようなことの必要性を言われておりましたし、もう一つは学習する、家に帰って地道に勉強を積み重ねていくということの、東高生であれ南中生であれ、まだ十分ではないのではないかと。一気に東高、南中に入れば課題は増えるわけですがけれども、そこで悲鳴をあげているような生徒がたくさんいるということ言われていたのが印象に残りました。

18日、徳島市でありました全国史跡整備市町村協議会四国地区協議会総会に文化課の職員と行ってきましたが、この徳島の学芸員さん達が力を入れているのが、藩主であった蜂須賀家の墓所を多くの予算をかけて整備されているところに驚きました。

24日に出発して26日に帰ってきた東日本大震災被災地研修ということですがけれども、これも委員さん方の中には9月4日の報告会に来ていただいておりましたけれども、参加した子どもたちも課題意識を持って立派な報告をしてくれましたけれども、3年の実施が終わったということとか、一方でこれも議会でありましたが、継続はできないのかということもありましたけれども、良く精査して、さらに4年、5年と続けていく必要があるのかどうか、その辺りは検討しなければいけない課題だろうと感じましたし、日程的にも朝5時に市役所に子どもたちを集めて、夜の11時に帰ってくるという日程が、中学生ならまだしも小学生はどうなのかという懸念もしたりしましたがけれども、全員元気に帰ってきてくれたので安心したところです。

29日、吉田地区小学校適正規模・適正配置に係る意見交換会に行ってきました。この時には吉田町の5つの小学校の校長、教頭、そしてPTA会長、副会長の方に参加していただいて、あくまでも意見交換会というスタンスで臨んだんですけれども、なかなか意見が出ませんでした。どういう声があったかという、市教委はどういう方針を持っているのかということだったんですけれども、こちらもどのような意見があるのかを拾い上げるというスタンスだったんですけれども、いろいろな意味で、それも一つの意見かなと、意見がないのも意見かなと受け止めて今後の対応を考えていかなければいけないと思っております。木下委員さんが出席していただいておりましたけれども。

31日、西予市の教育委員会に、新聞で御存知のように西予市も広いですがけれども、計画的に統廃合が進んでいる市ですがけれども、担当者の方からいろいろな話を聞かせていただきました。いろいろな苦勞があるようなことは言われており、どうしても保護者はだいたい理解をしてもらったけれども、地域住民の方からはなかなかすぐには同意は得られなかったけれどもという前置きで、一番感じたのは、そういう担当者の方も結局は、なによりも子どもたちの教育を考えた時

に少しでも早い時期に将来を担う子どもたちに良い教育環境の中で学ばせたいというような強い思いがあってそのことを一つに担当者は進めていったというようなことを言うておりました。いろいろな小規模校の良さ、要するにメリット、デメリットもあるんだけれども、そのことを強く前面に出して理解を求めていったというようなところを言われておりましたが、西予市でいただいた資料等を今後の吉田地区の今後の話し合いに活かしていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。それでは、教育長職務代理者の指名について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者につきましては、あらかじめ教育長が指名する委員が、その職務を行うというように規定されております。現在の教育長職務代理者でありますのは高山委員さんでございますけれども、高山委員さんは教育委員としての任期が本日でいったん任期満了を迎え、明日新たな辞令を発令する予定ではございますが、明日からの教育長職務代理者をあらかじめ織田教育長に本日ここで指名していただくものでございます。説明は以上でございます。

◎教育長

今、横山課長から説明がありましたけれども、それでは、私のほうから教育長職務代理者として、引き続き高山教育委員さんを指名させていただきたいと思っております。現行の教育長職務代理者である高山委員さんは、今もありましたけれども、本日が教育委員としての任期満了日でありましてけれども、今回の議会で次期任命に係る同意もいただいておりますので、高山委員さんに引き続きお願いできますでしょうか。

◎高山委員

ただいま教育長から私を教育長職務代理者にとの指名がございましたので、恐縮ではございますが、お受けさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

◎教育長

それでは本日の議案ですが、報告第 13 号の 9 月補正予算要求については予算が公表されていないことから、非公開で審議したいと思っておりますが、異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。ここからは非公開の審議に入ります。

◎教育長

報告第 13 号を上程する。

報告第 13 号

専決処分した事件の承認について

平成 28 年度教育費 9 月補正予算の要求について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長

平成 29 年度教育費 9 月補正予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

次に、議案第 39 号について、事務局、説明をお願いします。

○吉田図書館長

教育長。議案第 39 号、宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例。宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由といたしましては、行政改革の一環として検討した結果、宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館の和室の使用料を徴収することとなったため、条例の一部を改正しようとするものであります。これは企画情報課主導で全庁的に行政改革で受益者負担の見直しということを行った結果、他の公民館等もそうなのですが、使用料の見直しを行いました。吉田町図書館の和室については、今まで条例に規定がなかったため全くの無料でお貸しておったのですが、お茶室としても使用できるということで使用料を徴収すべきではないかということで課長とも相談した結果、徴収するというで条例と規則を今度の 12 月議会に条例案として提案しようとするものです。内容といたしましては、新旧対照表、10 ページを見ていただいたらと思うんですが、条例のほうでまず使用料を決めて、次の規則のほうで様式を定めるような形になります。使用の許可第 9 条「図書館を使用しようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。」ということで、市長の許可を受けるということを定めております。許可の取り消しについても「次のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるものとする。」として 6 つの項目をあげております。内容については目を通していただいたらと思います。使用料の徴収第 11 条「市長は、図書館の使用許可を受けた者から、別表に定める使用料を徴収することができる。」、第 2

項「使用料の納付期限は、納付書発行の日から 20 日以内とする。」、使用料の不還付ということで「既納の使用料は還付しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて使用を中止した場合で、市長が還付することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。」ということにしております。使用料の減免として第 13 条「公共のため使用する場合、その他市長が必要と認めたときは、使用料を減免し、又は免除することができる。」、減免の申請といたしましては第 14 条「前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。」というような書き方にしております。あと 15 条以下繰り下げて 17 条までなっております。この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。使用料はいくらかというのは 13 ページになります。図書館区分は簡野道明記念吉田町図書館の和室、1 時間 210 円、これは公民館の調理室の使用料にならって、だいたいそれと同程度の額をいただこうかということでこの金額に定めたものでございます。議案第 40 号も関連しますのでこのまま続けてもよろしいでしょうか。

◎教育長

どうぞ。

○吉田図書館長

議案第 40 号、宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則。宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。提案理由は先ほどの条例と同じです。そして、これも新旧対照表 24 ページを見ていただいて、図書館の使用、施設の使用許可として第 22 条「宇和島市立図書館設置条例第 9 条の規定による図書館の和室を使用しようとする者は、図書館使用許可・使用料減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。」、23 条で使用料の減免について規定しております。「条例第 13 条の規定により、公益上その必要を認める使用料等を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。1、市が主催又は共催したとき。2、市以外の公共団体が、直接公用又は公共用に使用する場合において、特に必要があると認められたとき。3、その他市長が特に必要と認めたとき。」、減免申請として第 24 条「前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、図書館使用許可・使用料減免申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。」、そして第 7 章以降繰り下げで、これも平成 29 年 4 月 1 日から施行するとして、附則の次に別表を加えるとして 27 ページ、図書館使用許可・使用料減免申請書、これはほとんど公民館の申請書と同じものです。これを作成して、これを出してもらって、使用料をいただける団体ならば使用料を徴収して、減免する団体なら減免をして使用料はいただかないということになります。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎木下委員

現在、吉田町図書館の和室はどのような方が使われているのですか。

○吉田図書館長

現在はほとんど使っていないです。年に 1 回、吉田高校の茶道部の方がお茶会をするくらいで、

以前は定期的に週 1 回、団体の方が使われていたんですが、それも今は公民館も新しくなったので、今は使ってないです。

◎木下委員

もし使われる方がいて手続きが複雑になるかなと思ったので。

◎教育長

他に質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第 41 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。お手元の資料 32 ページをお開きください。議案第 41 号、宇和島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則。宇和島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。提案理由、教育相談実施時の、より専門的な判断の必要性に鑑み、調査員の委嘱範囲を特別支援学校まで拡充するため、規則の一部を改正しようとするものであります。33 ページをお開きください。宇和島市教育支援委員会規則の一部を次のように改正する。第 9 条第 2 項中「市内特別支援学級担任者」の次に「、特別支援学校職員」を加えるものといたします。34 ページの新旧対照表を御覧ください。現行は調査員のところ、9 条 2 項に「調査員は、市内特別支援学級担任者及び関係職員のうちから、委員会の推せんにより教育長が委嘱する。」という形で市内の特別学級の担任者を中心に調査員を選定しておりましたが、今後はそこに、先ほども提案理由で紹介いたしました、より専門的な教育相談を行うために調査員を市内の特別支援学級の担任者の次に、特別支援学校職員という項目を付け加えたいと思っております。御承認後は本日から施行させていただきます。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第 42 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。37 ページお願いします。議案第 42 号、行政（教育）財産の一部用途廃止及び所管替えについて。宇和島市立三間小学校敷地の一部を用途廃止し普通財産に所管替えする。提案理由といたしまして、県道（一）伊予宮野下停車場務田線道路改良工事に伴い、三間小学校敷地の一部の土地が必要となるため、用途廃止し、財政課へ普通財産として所管替えを行うものでございます。38 ページを御覧ください。用途廃止し所管替えする財産の表示でございますが、いずれも三間町大字宮野下 493 番地 1 の一部の学校用地、26.63 m²と 0.13 m²、合わせて 26.76 m²になるんですが、これを普通財産化し県道の道路用地として用地買収をされるものでございます。資料の地図をご覧ください。三間小学校のグラウンドがありまして、県道がはしっているんですが、そこに赤く囲っている部分が今回の該当する用地になります。三角形の部分とほんのちょっと、0.13 m²なんで図面を拡大していますが、三角形が二つなんですが、この用地を普通財産化して県の道路用地として買収されるものでございます。以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

○教育総務課長

教育長。その他としまして資料をお配りしております。課外学習指導事業の内容について説明をしたいんですが、よろしいでしょうか。

◎教育長

はい。

○教育総務課長

資料カラー刷りのものと一覧表の2枚ものの資料を御参照ください。今年度、総合戦略の施策の一つとして課外学習指導事業という予算額としての総予算は3千954万円、予算額がある事業につきまして、内容については、2学期から開始をしている内容が決まっているものだけここに列記しておりますので簡単に説明をさせていただきます。まず本事業の目的につきましては、小中学生の「学力向上」と、目的2と書いてありますが「郷土愛育成」、この2つが目的でございます。まず学力向上施策として1、2、3の3つの事業について予算を執行しております。まず1の補充学習支援員の配置ということで、放課後の補充学習をほとんどの学校で先生方が中心になって実施しているところを教員の補助員として支援員を配置しようとするものでございます。これについては学校に希望調査をしました。2ページ目を見ていただいたらと思いますが、2ページ目の中段、真ん中あたりに各小学校毎に9月から3月まで、そして冬休みと数字が記載されていると思いますが、ここに述べ時間として何人の支援員が必要ですかということで希望調査をして希望が出てきた学校が小学校が13校、中学校が5校で、延べ時間にしますと小学校が932時間、中学校が722時間で、支援員の時間給が千円で計算しておりますので合わせて165万4千円を執行予定としているものでございます。これについては、0というところが補充学習をしていないということではないんですが、学校の方針であったり、小規模であるがゆえに支援員までは必要ないというような学校のほうの判断もあつてのことだろうとは思いますが、一応、希望が出ているところについては学校独自で支援員を確保していただいて、支援員の協力謝礼金としてうちのほうがお支払いをするという形をとっております。先般、吉田中学校で開講式があったと思うのですが、中学校では吉田が計画時数も多いので、これは一応7月時点での希望調査ですので、例えば2学期終わりあたりで再度調査をかけて必要であれば追加も検討したいなとこちらのほうは思っているのですが、現時点での希望を全て満たしているものでございます。続いて概要図の2番、ICT環境の整備で1千5百万円程度執行予定としております。その主なものが、まずソフト面で教育ソフト、これがですねICTそのものについては当然普通の課外学習以外の通常の授業でももちろん使えるんですが、今回は補充学習をより充実させるために何が必要ですかということを学校長等々と相談した結果、やはりまず補充学習で行うプリントとかドリルとかというものを今は先生が手作りですでされているんですが、それがすぐに作成できるソフトでいいものがあるということで、これについては全小学校に配備予定で、10月4日が入札予定日となっておりますので、10月の中旬くらいまでには業者が来て各学校には配布ができるというふうには思います。このソフトが約1千百万円くらい、入札によって多少落ちると思われませんが、これが概ね1千万円くらいは占めています。続いて、2、3、4のデジタル教科書、天吊りプロジェクター及び大型ディスプレイなんですが、2ページをまた見ていただいたらと思いますが、7月の希望調査時にですね、デジタル特区校としてこういう特区校を希望しますかというところで手を挙げていただいた小学校が5校、中学校が2校なんですが、和霊小学校、番城小学校、三間小学校、岩松小学校、畑地小学校、中学校は城南と城東ということになりますが、ここにデジタル教科書を整備するのと、そ

のデジタル教科書を映すための天吊りプロジェクターもしくは大型ディスプレイを整備するものでございます。これも一応、補充学習でまずはそういった形で試験的に導入をして効果が上がるということを実証できれば、それ以外の学校にも順次広げていきたいというように考えているものでございます。続いて3番、学校自主企画事業への補助として190万円を予定しております。これについては2つありまして、外部講師を招いての学習事業もしくは学力向上に資する学習事業ということで、これも希望によって小中学校合わせて学力向上のほうは11校、外部講師のほうは8校、合わせて19校が手を挙げていただいております。それも2ページのほうに○印をつけておりますので、どこの学校が計画しているのか分かるかと思っております。これについてはその企画を学校で決めていただいて上限を10万円として補助を交付しようとするものでございます。最後に4番目の郷土愛育成事業、これは学校現場とはいったん離れまして、社会教育の分野として教育委員会事務局で、特に文化・スポーツ課及び生涯学習課を中心に社会教育の分野で郷土愛の育成事業を今年度については2回開催しようということで、夏については既に実施済みなんですが、夏については宇和島城を題材に実施しました。冬休みにつきましては、4地区の地域のお祭りなどの伝統芸能や、町並みを題材とした学習事業の開催を今計画しているところでございます。この事業が227万3千円ということで、この4つの事業の総合計が概ね2千百万円程度ということで総予算が4千万円弱に比べて、まだ1千9百万円ほど残っているんですが、これについては今後また精査をしてですね、と言いながらも残っているからどんどん使うということではもちろんないんですが、一つ今検討しているところは、教育委員会では生涯学習課、保健福祉部では生活支援課と協働ですね、土曜塾が総合教育会議の時に市長のほうからもありました。松山市がしている土曜塾を宇和島でもできないかというところで、先月に教育総務課と生涯学習課と生活支援課で視察に行ってきました。松山市の場合は生活困窮者に限って、いわゆる生活保護を受けている、若しくは生活保護に準ずるような所得の少ない世帯を限定して、松山市のあれくらいの規模で少年センターという1箇所のところ定員60名くらいでやっているんですけど、基本的には学生さんが主体となって教員OB一人がサポートリーダーという形でついて、後は学生さんが時給840円で、特に愛媛大学の教育学部の学生さんが主になっているということでしたけれども、視察に行きました。宇和島市としては、学生さんがいませんので、その辺の講師をどうするかという問題もありますが、生活困窮者に限るとするとまたいろいろ問題も生じますので、できるだけ早い時期に生活困窮者も含んだ土曜塾を何らかの形で開催したいということで生活支援課と連携して計画中でございます。課外学習につきましての説明は以上です。

◎教育長

事務局より説明がありましたが、この件について何か御質問等ありませんか。

◎木下委員

報告なんですけど、実は9月23日に吉田中学校がこちらの事業を活用した、名称は吉田中学校の生徒さん自らがつくった「吉中未来塾」という名前の課外学習の開講式がありました。私のほうも校長先生から御案内を受けて、開講式に行くと塾でどういうことをするのかということを経理先生のほうからお話がありましたが、ケーブルテレビも取材に来られていましたのでケーブルテ

レビで見られた方もおられるかと思いますが、主に3年生を対象に行うということで、先ほどの資料にもありましたが、吉中は時間数が多いんですけれども、教えていただく講師の先生方など人材も確保できているようであります。今からの計画としては、あくまでも計画ですが、9月中に3日間、10月中に12日間、11月に7日間、12月に9日間、冬休みに5日間、それから年明けにも一月にだいたい7日間、放課後にそういう講座をしていく予定とのこと。

◎教育長

せっかくの機会ですので、何かありませんか。

◎廣瀬委員

それは吉田中学校で行うのですか。

◎木下委員

吉田中学校が放課後に行うものです。

◎教育長

よろしいですか。

◎廣瀬委員

はい。

◎教育長

弓削委員さん、何かこの件で御質問や御意見はありませんか。

◎弓削委員

思ったよりこういうものを設置したいという希望が少ないように思いました。それと、学力向上で補充学習支援員さんを配置してくださるというのにも、学校で先生方が自分たちでできるからいいという学校が多いのかなと感じました。やはり担任の先生や学校の先生に教えていただくというのはいいのかなと思いました。高光小学校なんですけれども、よく放課後に頑張る先生が補充学習されているようなので、そういう学習をしていただけたらと思います。

◎教育長

野田課長、今の弓削委員さんの発言に関連して学校教育課で付け加えることがあればお願いします。

○学校教育課長

教育長。まず補充学習支援員については学校の中で既に年間の計画が年度始めにできている学校もありましたので、少なくとも今年度についてはこのスタイルでやっていこうという学校が支援員を希望しないということで0の時数で理解していただきたいと思います。ただいろいろな学校が先進的に行っている取り組みもありますので、校長会等でそういった情報交換をしながら次の年度以降についての話し合いについては学校経営の一つの根幹に関わることと思いますので、また校長とも話をしながら進めていきたいと思っております。10月3日に城東中学校のほうでこういった大型モニタやデジタル教科書を活用した授業であるとか放課後の活動についても校長室等でこういった形で事業をしますという説明の時間をとっていただけますので、もしお時間がある方は参加していただきますと大変助かります。私からは以上です。

◎教育長

高山委員さん、何かありませんか。

◎高山委員

教育ソフトというのは今あるパソコンを利用して学校の授業に活かせるというものですか。

○学校教育課長

そのように理解していただいて構いません。

◎高山委員

デジタル教科書の特区校というのは、大きなスクリーンがあって、その学校だけ使えるということですか。

○学校教育課長

今年度はそういう形になります。

◎高山委員

小さいところはこのような授業をしたくても機器がなければできないということですか。

○学校教育課長

横山課長からも説明がありましたように、特区校の希望を取った時に成果を問いますよと、そうすることによってどういう成果が出たかということをつながせていただきます、それでも特区校でやってみますかという学校の調査をした時に、この学校がうちはぜひにと手を挙げていただいた学校に特区校としてハード面の充実であったり、そのハードとデジタル教科書を使った学習をできるような形で今回配布をさせていただいております。

◎教育長

よろしいでしょうか。

◎高山委員

はい。

◎教育長

この件については他にありませんか。その他ありませんか。

○文化・スポーツ課長

教育長。みなさんにお配りしておりますチラシを見ていただいたらと思います。来月 22 日の土曜日に 14 時から 15 時 40 分まで市の総合福祉センター4 階ホールにてパークス来航 150 周年記念の「中高生&林家染太 国際交流爆笑落語会」を開催いたします。どうかよろしく願いいたします。

◎教育長

他にありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 10 月定例会を 10 月 26 日に決定する。 —

(5)閉会宣言（午後 5 時 00 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 9 月定例会を閉会いたします。